に基づき、開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に規定する手続等を電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合に必要な事項を定める件の一部を改正する件　一三184二六

五〇　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二〇五

五一　道路交通法の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件　二七三

五二　技能検定員審査等に関する規則の規定に基づき、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する教習であって国家公安委員会が指定するもの及び国家公安委員会が指定する審査細目を定める件　二七三

国家公安委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

二　租税特別措置法施行規則第二十条第十八項第一号又は第二十二条の二十三第十八項第一号に規定する試験研究機関等の長等の行う認定に関する手続を定めた告示等の一部を改正する件　二七195一五

○警察庁

一　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令第六条第一項及び第七条の規定に基づき、開示請求手数料の納付方法並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に規定する手続等を電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合に必要な事項を定める件の一部を改正する件　一三184二七九

○個人情報保護委員会

三　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件　一〇180四

四　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件　一〇180八

○金融庁

三一　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二四

三二　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の七の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を指定する件　六四

三三　銀行法第五十五条第二項の規定に基づき、同法第五十二条の九第一項の認可が失効した銀行主要株主を告示する件　六四

三四　電子情報処理組織による申請等に関する告示等の一部を改正する件　九二

三五　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　一一

三六　電子情報処理組織による申請等に関する告示等の一部を改正する件　一三六

三七　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件　一九二

三八　金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件　二五三

○金融庁、国土交通省

三　自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準の一部を改正する件　一二183一六

○消費者庁

九　内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条第一項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部改正の件　一三184二六〇

一〇　内閣府が関係行政機関として所管する消費者庁関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部改正の件　一三184二六一

○総務省

二七五　特定国外派遣組織を指定する件　三一

二七六　指定講習機関の事務所の所在地を変更する件　九四

二七七　指定試験機関の事務所の所在地を変更する件　九五

二七八　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき登録の公示をした登録外国適合性評価機関の名称を変更する件　一〇四

二七九　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件　一〇四

二八〇　放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件　一〇180一一

二八一　放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件　一〇180二一

二八二　技術操作を管理する者を届け出る場合の手続を定める件の一部を改正する件　一六186六五

二八三　無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件の一部を改正する件　一六186六六

二八四　特定国外派遣組織を指定する件　一八五

二八五

二八六　電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件　一九189二〇

二八七　周波数割当計画の一部を変更する件　一九189二一

二八八　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二三191一〇

二八九　政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和元年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件　二三191一二

二九〇　電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニの電気通信設備を指定する件　二四二

二九一　陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件　二四192一三